

2次評価対象リスト

資料 A

番号	分野及び 主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
1	【行政経営】 自治定住課	自治振興区活動促進補助金	9,417	自治振興区が策定した地域振興計画に基づく事業に補助(補助率:4/5) 近年補助金申請数が落ちており、補助金の交付を受けた自治振興区において、効果的に地域の取組に生かされているか、事業が継続的に実施されているか調査し、調査結果に基づき助言を行う必要がある。また、合併当時から実施されている当該補助金は、毎年申請件数が減っている。	制度の見直し	補助金交付要綱で、実施した補助事業の効果について、交付後数年間の活動実績(ハードの場合は利用実績)の報告を義務づけ、効果について検証を行うことにより、適切な助言や自治振興区やまちづくり活動団体間で優良事例の共有などに努めるよう制度の見直しを行うことについて意見を求める。
2	【行政経営】 自治定住課	高速バス活用による定住対策補助金	842	市内から広島市内に高速バスの定期乗車券を利用して通勤・通学する市民に補助(補助率:1/2) 路線、運行ダイヤの現状から、市内全域からは困難であり、勤務先も限定されることから、定住対策より高速バスの利用促進の側面が大きい。また、遠距離通勤対応として通勤者の利用は年間3名程度に留まっている。	終了	わずかながら転出の歯止めにはなっていると考えるが、利用者数が少なく他の手法を模索すべきと考え終了とすることについて意見を求める。 あわせて、高速バスの利用促進、通学者の支援の観点についても意見を伺いたい。
3	【産業交流】 農業振興課	新規就農者育成事業奨励金	1,680	農業専業経営希望者が市内農家等で研修を行う者又は営農を開始する者に補助金を交付 経営開始型は、国の要件が年々厳しくなり(特に経営リスク負担)単市事業の需要は益々増加傾向にある。一方、準備型は全農の研修など条件整備が進み需要がない。	制度の見直し	準備型は全農が創設した総合的な研修を活用すれば研修先の選択肢も広がるなど条件整備が進んでおり、平成26年度以降、活用がなくなり終了とすることについて意見を求める。 また、経営開始型は単市の制度の需要が増しており、補助額を拡充することについて意見を求める。
4	【産業交流】 商工観光課	花いっぱい運動事業補助金	300	補助金交付団体本町支部女性会の主な活動:市街地へ鉢植えの街路樹や花のプランターの設置 「花と緑のまちづくりを進めるうえで、市内全域での取り組みとなっていない。	拡充	花と緑のまちづくりに大きく寄与しており、継続する必要性も高いと考え、交付要綱を制定し、事業目的・対象などを明確にするとともに、全市的な展開が可能となるよう取り組み団体の拡大に努めることについて意見を求める。
5	【産業交流】 商工観光課	企業立地促進条例助成金	10,870	市営庄原工業団地への企業誘致を推進するため、庄原市独自の助成制度土地分譲代金助成、市内居住者の新規雇用助成、設備助成 県内他市町でも同様の制度があり、企業誘致に係る助成制度の見直し、充実が図られている。	拡充	市営庄原工業団地の未分譲用地約11,000㎡の分譲(企業誘致)を促進するため、現行の企業立地促進条例第2条第1号に係る新規雇用及び投下固定資産助成額の上限を現行の5,000万円から1億円(補助率10%の変更はない。)とし、用地の一括分譲に向けた条件整備を行うことについて、意見を求める。
6	【民生】 保健医療課	不妊治療費補助金	3,008	医療保険対象外の特定不妊治療を行う者に補助金(補助額:採卵を伴う場合15万円/回)を交付 市と県の補助金を活用した場合も1申請あたり124,546円の自己負担が生じ、負担軽減策策として十分とはいえない。	拡充	申請実人数や相談件数は増加傾向にあり、一部の近隣市町では自己負担を無料化するなど、拡充の動きが見られる。今後も更なる需要が見込まれることから、一般不妊治療や不妊検査への補助も含め拡充を検討することについて意見を求める。
7	【民生】 社会福祉課	身体障害者自動車改造費給付事業	419	身体障害者等に自動車改造費の9割(上限:10万円)を給付 ・他市町は、全額(10割)給付が多い。 ・所得要件について、おおむね1,000万円以上の収入(給与の場合)がある方を対象外としているが、所得制限の対象者は市内でもごく少数である。他市は、特別障害者手当の所得基準に準じているケースが多い。	拡充	補助率については10割とし、所得制限は現行どおりとすることについて意見を求める。

2次評価対象リスト

資料 A

番号	分野及び 主管課	評価事業名称	決算額 (千円)	上段:事業概要 所管課が課題と考える内容	担当課評価	評価の視点
8	【民生】 社会福祉課	障害者福祉事業所通所助成金交付事業	3,603	障害者作業所等へ通所する障害者に通所助成金(補助率:公共交通機関の場合1/2) 手帳のない障害者が通所する場合に、公共交通機関の運賃半額適用がない。また、精神障害者保健福祉手帳所持者が通所する場合は、JR運賃の半額適用がない。そのため両者とも、通所費用が実質1/2負担となる。	拡充	交通費の実費を助成し、公共交通機関の運賃半額適用がない者も自己負担なしとなるよう拡充することについて、意見を求める。
9	【民生】 高齢者福祉課	敬老会事業補助金	13,220	敬老会事業を主催する自治振興区、地区社会福祉協議会等に75歳以上の高齢者数に、1,440円を乗じた額(敬老会事業に要する経費が上限)を補助 補助基準について、平成20年度において、高齢者1人あたり1,800円から1,440円に変更し、以降同額で実施してきた。年々高齢化率が上昇し、ひとり暮らし高齢者数も増加傾向にある中、平成29年度からは、要支援1・2の方の訪問介護や通所介護が総合事業に移行されることになっており、より地域の連携を強化し、地域の福祉力を醸成する必要性が高まってきているため、現行の基準が妥当であるか、再検討の必要性があると考えている。	拡充	敬老会事業を実施する団体を支援することにより、敬老会参加者の生きがいにつながるほか、地域福祉意識の醸成に効果があり、有意義な事業と考え、拡充して実施することについて意見を伺う。
10	【環境建設】 環境政策課	飲料水供給施設整備費補助金	7,920	上水道及び簡易水道給水区域以外で、新たにボーリング方式等により水源を整備する者に補助(補助率:1/2) 本制度の補助要件は、厚生労働省が定める水質基準項目の内、一部項目のみ対象である「飲適検査に適合すること。」となっており、必須検査項目から外れている項目が基準値を超えている場合は水質改善の必要があるが、申請者と施工業者の負担で対応すべきこととなる。	現行どおり	水の困窮者に対する生活支援を目的とするものであり、必要性の高い事業であると考えられる。また、現在の水質基準項目においても公的機関における飲適検査に適合することとの要件であり、最低限度の水質は確保できるものであることから、現行どおりとすることについて意見を求める。